

板橋区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 支給事業実施要綱

(令和3年6月22日区長決定)

(令和4年6月10日区長決定)

(令和4年7月1日区長決定)

(目的等)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、子育て世代の雇用動向が悪化する中、子育ての負担を担わなければならない低所得の子育て世帯は、失業及び収入の減少、食費等の物価高騰等により、その経常収支が大きく悪化することで、その心身等に対し、特に大きな困難が生じていることを踏まえ、当該世帯を見舞うため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業に関し、必要な事項を定める。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本給付金 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領」(令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」別紙)に基づき、この要綱の定めるところにより支給される特別給付金をいう。
- (2) 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業 本給付金を支給する事業をいう。
- (3) ひとり親世帯給付金 令和3年4月20日区長決定による改正後の板橋区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱の定めるところにより支給される特別給付金をいう。
- (4) 児童手当等受給・非課税者 次条に定める支給対象者のうち、同条第1項第1号アに規定する児童手当受給者(児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)第17条第1項に規定する公務員(以下この項において「公務員」という。)であるものを除く。)又は同号イに規定する特別児童扶養手当受給者に該当し、かつ、次条第1項第2号アに該当するものをいう。
- (5) 新規児童手当等受給・非課税者 次条に定める支給対象者のうち、同条第1項第1号ウに規定する新規児童手当受給者(公務員であるものを除く。)又は同号エに規定する新規特別児童扶養手当受給者に該当し、かつ、同項第2号アに該当するものをいう。

- (6) その他の支給対象者 次条に定める支給対象者のうち、前2号に該当するもの以外のものをいう。

(支給要件)

第2条 板橋区（以下「区」という。）は、前条の目的を達成するため、次条第1項に規定する対象児童を養育する者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「支給対象者」という。）に対し、本給付金を支給する。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 令和4年4月分の児童手当（法により支給される手当（法附則第2条第1項の給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者（以下「児童手当受給者」という。）

イ 令和4年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「特別児童扶養手当法」という。）により支給される手当をいう。以下同じ。）の受給者（以下「特別児童扶養手当受給者」という。）

ウ 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者（以下「新規児童手当受給者」という。）

エ 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当法第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者（以下「新規特別児童扶養手当受給者」という。）

オ アからエまでのいずれにも該当しない者のうち、令和4年3月31日の時点において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和4年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

カ アからエまでのいずれにも該当しない者のうち、児童手当法施行令（昭和46年9月4日政令第281号）第7条に規定する額以上の収入があり、令和4年3月31日の時点において、平成19年4年2日以降に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有する者又は令和4年4

月 1 日以降に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和 4 年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

イ アに該当しない者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和 4 年 1 月以降の家計が急変し、同年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められるもの（当該者の 1 年間の収入見込額（令和 4 年 1 月から令和 5 年 2 月までの任意の 1 か月の収入に 12 を乗じて得た額をいう。）又は 1 年間の所得見込額（当該収入見込額から 1 年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下であるものをいう。）

2 前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、本給付金は、当該各号に掲げる者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

(1) 児童手当等受給・非課税者 令和 4 年 4 月 1 日以後に死亡した場合

(2) 新規児童手当等受給・非課税者 支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合

(3) その他の支給対象者 申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、本給付金を支給しない。

(1) 法第 4 条第 1 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同項に規定する障害児入所施設等の設置者

(2) 法人

（本給付金の支給額等）

第 3 条 本給付金の対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、平成 16 年 4 月 2 日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）別表第 3 で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者）にあつては、平成 14 年 4 月 2 日）から令和 5 年 2 月 28 日までの間に出生し

た児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる児童は、対象児童から除くものとする。
 - (1) 既に支給決定がされているひとり親世帯給付金又は本給付金において、算定の基礎となった児童
 - (2) 同一の児童が、児童手当等受給・非課税者である児童手当受給者及び特別児童扶養手当受給者のいずれにも養育されている場合において、特別児童扶養手当受給者が養育する当該児童
 - (3) 同一の児童が、新規児童手当等受給・非課税者である新規児童手当受給者及び新規特別児童扶養手当受給者のいずれにも養育されている場合において、新規特別児童扶養手当受給者が養育する当該児童
- 3 本給付金の支給額は、5万円に、支給対象者が養育する対象児童の人数に相当する数を乗じて得た額とする。

（区が支給を実施する支給対象者の範囲）

第4条 区から本給付金の支給を受けることができる支給対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合に該当する者とする。

- (1) 児童手当等受給・非課税者 区が令和4年4月分の児童手当の受給資格を認定している場合又は区が同月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う場合
- (2) 新規児童手当等受給・非課税者 区が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格又は額の改定を認定した場合又は区が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格又は額の改定の認定の請求を受理した場合
- (3) その他の支給対象者 申請時点で区に居住する場合

（申請不要の支給の方式）

第5条 区長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者（令和2年中の所得額が不明の者を含む。）に対し、本給付金の支給の申込みを行う。

- 2 前項の申込みを受けた者は、別記様式第1号の届出書により、本給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 区長は、第1項の申込後、所定の期限までに前項の届出がないとき（令和2年中の所得額が不明の者にあつては、第2条第1項第2号アに該当する旨

の申立てがあったときは、速やかに支給を決定し、第1項の支給対象者に対し、本給付金を支給する。

- 4 前項の本給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、当該方式を希望する者が金融機関に口座を開設していないことその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 手当支給口座振込方式（児童手当又は特別児童扶養手当の振込時の指定口座に振り込む方式をいう。）
 - (2) 指定口座振込方式（前項の支給決定までに、支給対象者が区長に前号の指定口座の変更の届出を行い、区が当該届出口座に振り込む方式をいう。）
 - (3) 窓口交付方式（指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、区がその窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。）
- 5 前項第2号及び第3号の届出は、別記様式第2号の届出書により行う。

（申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 その他の支給対象者に対する本給付金の支給は、当該その他の支給対象者の申請に基づいて行う。この場合において、申請の受付開始日は、区長が別に定める日とする。

- 2 前項の申請を行う期限は、令和5年2月28日とする。ただし、同年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等に係る申請を行う期限は、同年3月15日とする。

（申請による支給の方式）

第7条 申請により本給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第3号の申請書（以下「本給付金申請書」という。）により申請を行う。

- 2 申請者による申請及びこれに基づく区による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないことその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請口座振込方式（申請者が本給付金申請書を郵送により区に提出し、区が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
 - (2) 窓口申請口座振込方式（申請者が本給付金申請書を区の窓口に出し、区が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
 - (3) 窓口交付方式（申請者が本給付金申請書を郵送により、又は区の窓口において区に提出し、区が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

をいう。)

- 3 区長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに別記様式第4号の1及び2（家計急変者）の申立書及び給与明細書、公的年金証書その他の収入又は所得を証明する書類を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。
- 4 区長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写しその他の書類を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第8条 前条第1項の申請は、支給対象者が行う。ただし、支給対象者の指定した者であると認められる場合その他区長が適当と認める場合は、代理により申請を行うことができる。

（申請者に対する支給の決定）

第9条 区長は、第7条第1項の規定により提出された本給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、同条第2項各号に掲げる方式により、本給付金を支給する。

- 2 前項の決定の通知は、別記様式第5号の1及び2の通知書により行う。

（本給付金の支給等に関する周知）

第10条 区長は、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 区長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、その他の支給対象者が第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請を行わなかった場合には、当該その他の支給対象者は、本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 区長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、区が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座。以下この項において同じ。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により、区長が別

に定める日までに完了できない場合は、当該支給決定に係る契約は解除される。

- 3 区長が第9条の規定による支給決定を行った後、同条の本給付金申請書の不備による振込不能等があり、区が確認等に努めたにもかかわらず、同条の本給付金申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により、区長が別に定める日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 区長は、不正の手段により本給付金の支給を受けた者、本給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者その他この要綱上の原因なく本給付金の支給を受けた者に対し、支給した本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、区長が別に定める。

付 則 (令和3年6月22日付け3板子政第131号の3区長決定)
この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則 (令和4年6月10日付け4板子子第250号区長決定)

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の板橋区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対する申込み並びにその他の支給対象者の申請について適用し、同日前に係る給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に係る手続は、なお従前の例による。

付 則 (令和4年7月1日付け4板子子第250号の2区長決定)

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の板橋区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生

活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱の規定は、令和4年6月10日以後の児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対する申込み並びにその他の支給対象者の申請について適用し、同日前に係る給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給に係る手続きは、なお従前の例による。

別記

様式第1号(第5条関係)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 受給拒否の届出書

(宛先)板橋区長

1. 私は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給口座登録等の届出書

宛先(※届出時点の居住市区町村)
板橋 区長

1. 届出者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(児童手当、特別児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (お読みでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.連協 3.信組 7.信連連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード		支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】

板橋区が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、年月日までに、板橋区が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)が支給されないことに同意します。

提出書類
<input type="checkbox"/> 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給口座登録等の届出書』(本書)
<input type="checkbox"/> 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)
<input type="checkbox"/> 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 申請書(請求書)

宛先(※申請時点の居住市区町村)
板橋 区長

3ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者、配偶者等

		記入日	年	月	日
(フリガナ)		生年月日	現住所		
氏名					
		年 月 日	電話 ()		
令和4年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)	令和4年3月31日 時点の住所 (現住所と異なる場合)	申請者の個人番号(マイナンバー) (12桁)			
配偶者等氏名	同居・別居	別居の場合は住所を記載	配偶者等の個人番号(マイナンバー) (12桁)		

(注1) 配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。
(注2) 配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙で提出してください。

2. 支給要件

次の(1)および(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を記入してください。

(1) 養育要件

<input type="checkbox"/>	児童手当対象児童を養育【公務員以外】
<input type="checkbox"/>	〃 【公務員】
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当対象児童を養育
<input type="checkbox"/>	中学校修了後(15歳年度末)～ 18歳年度末までの児童を養育

(2) 所得要件

<input type="checkbox"/>	令和4年度分の市町村民税均等割が 非課税
<input type="checkbox"/>	家計急変

3. 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、令和4年3月31日時点の状況を表Aに記入してください。
ただし、以下の場合は、それぞれの時点の状況を記入してください。
①4月以降に新たに児童手当・特別児童扶養手当の支給対象となった児童については、児童手当等の認定請求時点の状況
②その他、4月1日以降に本給付金の支給要件を満たすこととなった児童については、申請時点の状況
③家計急変の場合は申請時点の状況
また、既に給付金(「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分」)を受給したことがある場合は、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

(次ページにつづきます。)

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

	(フリガナ)		関係性	生年月日	同居・別居	住所 (別居の場合)	監護の有無	生計関係	児手対象児童 (申請中含む)	特児扶対象児童 (申請中含む)	R4.3.31時点 以外の状況 (上記①②③ に該当)を記載
	氏名										
1				年 月 日			有・無	同一・維持			
2				年 月 日			有・無	同一・維持			
3				年 月 日			有・無	同一・維持			
4				年 月 日			有・無	同一・維持			
5				年 月 日			有・無	同一・維持			

※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次のア～エを記入してください。また、必要な書類を提出してください。
 ア. 父母 一別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる資料(児童の世帯の住民票など)
 イ. 未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
 ウ. その他養育者 → 対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
 エ. 里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類
 ※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 1)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。
 2)「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。
 ※「児手対象児童(含申請中)」、「特児扶対象児童(含申請中)」欄は、対象児童が児童手当、特児扶の支給対象者である(含申請中)場合に○を記入してください。
 ※「R4.3.31時点以外の状況(上記①②③に該当)」欄は、4/1以降に出生した児童や新たに養子等となった児童、家計急変の場合など、3/31以外の状況を記載している場合に○を記入してください。

表B 重複支給の確認等のため、既に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援給付金(ひとり親世帯分又はひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。

(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

	氏名		氏名		氏名
1		2		3	

4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(口)に『』を記入して、必要事項を記入してください。
 (注)申請時点で居住している自治体より児童手当、特別児童扶養手当を受給している方(申請中の方)は記入不要です。

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

(公務員の方のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記(3. 表A) 人の対象児童に係る

であることについて証明します。

年 月 日

証明者

証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号

【誓約・同意事項】

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯以外分)」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性等を審査等するため、板橋区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、板橋区において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯以外分)の請求書として取り扱います。
板橋区が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年2月28日までに、板橋区が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。
- 同一児童について給付金(ひとり親世帯分)または給付金(ひとり親世帯以外分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します)。

簡易な収入見込額の申立書 【家計急変者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。
○ 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（③-1、③-2で収入が高い方）が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和4年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和	年	月					円	注意事項
収入	給与収入【A】						円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】						円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】						円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】						円	※収入額の合計額をご記入ください。	

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

× 12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）							円
--------------	--	--	--	--	--	--	---

②-2 配偶者等の令和4年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和	年	月	（※基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）				円	注意事項
収入	給与収入【A】						円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】						円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】						円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】						円	※収入額の合計額をご記入ください。	

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

× 12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）							円
---------------	--	--	--	--	--	--	---

④ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額							円
------------	--	--	--	--	--	--	---

※ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。

※ 限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※ 申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は204.3万円としてください。

※ 給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦子1人	156.0万円
3人（例）夫婦子1人	205.7万円
4人（例）夫婦子2人	255.7万円
5人（例）夫婦子3人	305.7万円
6人（例）夫婦子4人	355.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16未満の者も含む）

→【要件2】申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。

※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

（次ページに続きます）

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。）

- 【要件】**に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
(注) 収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。
年 月 日

申請者氏名

配偶者等氏名

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。
○下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（5）で所得が高い方が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和4年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月		円	注意事項
収入	給与収入【A】		※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】		※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】			※収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

× 12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）		円
--------------	--	---

②-2 配偶者等の令和4年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月（基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）		円	注意事項
収入	給与収入【A】		※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】		※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】			※収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

× 12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）		円
---------------	--	---

（参考：非課税相当収入限度額）

＜早見表＞

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦1人	156.0万円
3人（例）夫婦1人	205.7万円
4人（例）夫婦2人	255.7万円
5人（例）夫婦3人	305.7万円
6人（例）夫婦4人	355.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16未満の者も含む）

（次ページに続きます）

④【要件2】に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、要件2を確認してください。

(1) 申請者及び配偶者等それぞれの③の年間収入見込額をご記入ください。

収入	(申請者) 収入額	□□□□□□□□□□	円	(配偶者等) 収入額	□□□□□□□□□□	円

(2) (1) 年間収入見込額のうち、給与収入にかかる給与所得控除の見込額 (12か月分) をご記入ください。

控除	(申請者) 給与所得控除額	□□□□□□□□□□	円	(配偶者等) 給与所得控除額	□□□□□□□□□□	円

給与所得控除 ※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

①Aの12か月分の額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 5.5万円
 ②Aの12か月分の額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
 ③Aの12か月分の額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
 ④Aの12か月分の額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

(3) (1) 年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額 (12か月分) をご記入ください。

控除	(申請者) 事業収入等の経費	□□□□□□□□□□	円	(配偶者等) 事業収入等の経費	□□□□□□□□□□	円

事業収入等の経費 ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
 ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

(4) (1) 年間収入見込額のうち、公的年金等収入にかかる公的年金等控除の見込額 (12か月分) をご記入ください。

控除	(申請者) 公的年金等控除	□□□□□□□□□□	円	(配偶者等) 公的年金等控除	□□□□□□□□□□	円

公的年金等控除 ※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

(65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 60万円超130万円未満 → 60万円
 : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
 (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 110万円超330万円未満 → 110万円
 : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

(5) 年間所得見込額を計算の上、ご記入ください。(5) = (1) - ((2) + (3) + (4))

所得見込	(申請者) 年間所得見込額	□□□□□□□□□□	円	(配偶者等) 年間所得見込額	□□□□□□□□□□	円

(6) 申請者の方が(5)の金額が高いことを確認し、申請者の申請時点の世帯状況に応じた非課税所得限度額をご記入ください。

非課税相当額	(申請者) 非課税所得限度額	□□□□□□□□□□	円

※「申請者」と「配偶者等」の(5)年間所得見込額を比べ、申請者の方が高いことを確認してください。また、申請者について非課税所得限度額を記入してください。
 ※限度額は右の早見表から、申請時点の申請者についての「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。
 ※世帯人数は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16未満の者も含む)」の合計人数です。
 ※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税所得限度額は135万円とさせていただきます。

＜早見表＞

世帯の人数	非課税所得限度額
2人(例)夫婦1人	101万円
3人(例)夫婦1人	136万円
4人(例)夫婦2人	171万円
5人(例)夫婦3人	206万円
6人(例)夫婦4人	241万円

→【要件2】申請者(所得が高い方)の(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であること。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。
 (注)収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(前ページの【B】欄に記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、板橋区が必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

配偶者等氏名

年 月 日

板橋区長

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 支給決定通知書

上記給付金について、下記のとおり支給を決定しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
支 給 金 額	
振 込 予 定 日	
備 考	

年 月 日

板橋区長

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 不支給決定通知書

上記給付金について、支給しないことと決定したので、通知します。

記

氏 名	
住 所	
備 考	